

農地の利用集積の促進に関する事業について

- 平成 25 年における「秋のレビュー」の指摘事項に対する各府省の対応状況（平成 26 年 11 月 6 日時点）【簡略抜粋版】
 - ・ 農地の利用集積の促進に関する事業
- 平成 26 年行政事業レビューシート
 - ・ 担い手への農地集積推進事業
 - ・ 農地中間管理機構による集積・集約化活動
 - ・ 農地保有合理化促進対策費交付金
- 政策体系図
- 平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（抜粋）

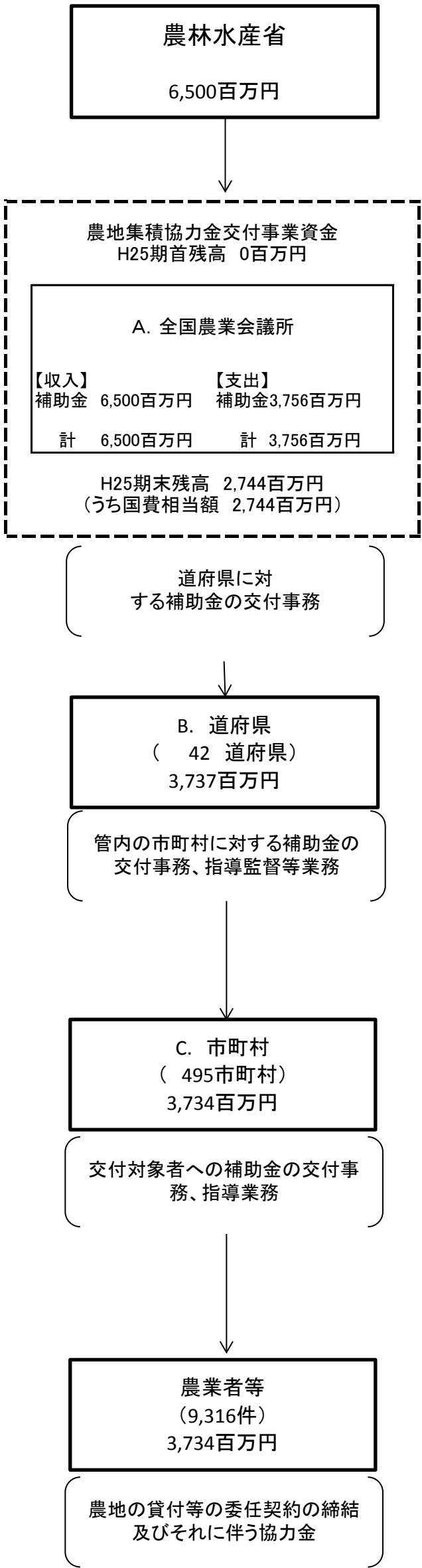
平成 25 年における「秋のレビュー」の指摘事項に対する各府省の対応状況（平成 26 年 11 月 6 日時点）【簡略抜粋版】

担当府省名	農林水産省
テーマ	農地の利用集積の促進に関する事業
指摘事項	○ 「農地集積協力金」については、実施期限を切って集中的に実施する、借り手が確定した時点で協力を金と交付する、民・民の相対取引に貸しはがし等の影響を与えることのないような形で実施するなどの条件付きで継続させるべきではないか。 ○ 「規模拡大交付金」については、集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。 ○ 「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」との規制改革会議の意見については、現在の農水省の対応案は不十分であり、国が一定のガイドラインを策定し示す、農地の借受と貸出を含めた中期的な事業計画の策定、都道府県知事へのインセンティブの付与などの対応が必要ではないか。 ○ 機構が行う基盤整備については、意見が分かれば、農地の受け手の受益者負担のほか、都道府県にも負担を求めるべき、不要な賃貸料、地価の上昇を招くことがないよう慎重な検討を行うべき、基盤整備は借り手が基本的に行うべき、などの意見があった。
事業改善の対応状況 (平成 27 年度予算概算要求への反映内容も含む)	
個別項目	①○ 「農地集積協力金」については、 ・実施期限を切って集中的に実施する、 ・借り手が確定した時点で協力を金と交付する、 ・民・民の相対取引に貸しはがし等の影響を与えることのないような形で実施する、 - などの条件付きで継続させるべきではないか。 ②○ 「規模拡大交付金」については、集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。 ③○ 「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」との規制改革会議の意見については、現在の農水省の対応案は不十分であり、 ・国が一定のガイドラインを策定し示す、 ・農地の借受と貸出を含めた中期的な事業計画の策定、 ・都道府県知事へのインセンティブの付与、 - などの対応が必要ではないか。 ・事業実施要綱に平成 30 年までの交付単価を明記して事業を実施している。 ・25 年度補正予算から、出し手に対する協力を金については、事業実施要綱に借入れた農地が受け手に貸し付けられた時点で交付する旨の定めを設けて実施している。 ・機構による貸借は、法律上、地域の農業の健全な発展を旨として行うこととされ、貸しはがし等が起らないよう貸付先決定ルールなどの例などを示して機構の事業について指導している。 ・規模拡大交付金については、廃止した。 ・ガイドラインの策定等の指摘内容については、12 月 5 日に農地中間管理事業の推進に関する法律等が成立したところであり、運用の中で対応していく。 ・機構への農地の滞留防止のために法律上機構が借り受けした農地については、一定期間受け手を探して見つからない場合には解除できる仕組みとされているが、この一定期間については、国として 2 ～ 3 年を基準に各県でルールを決めるよう指導している。 ・機構の事業については、各都道府県において 10 年後の利用集積目標について基本方針を作成している。 ・予算において、滞留防止策として、機構の事業費への補助率を 7 割とする一方で、農地の貸付率にに応じて国費を加算する制度を創設し、都道府県知事へのインセンティブを付与したところ。

事業番号0099										
平成26年行政事業レビューシート（農林水産省）										
事業名		担い手への農地集積推進事業（農地集積協力金）			担当部局庁		経営局		作成責任者	
事業開始・終了（予定）年度		平成24年度～平成25年度			担当課室		農地政策課		農地政策課長 渡邊 毅	
会計区分		一般会計			政策・施策名		農業の持続的な発展 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進			
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		-			関係する計画、 通知等		-			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる。 このため、地域での話し合いを通じた合意形成により、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進することを通じ、「平成の農地改革」を強力に推進し、持続可能な力強い農業構造を目指す。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		集落・地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするため、人・農地プランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を交付。 （単価：経営転換協力金、0.5ha以下：30万円/戸、0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸、2.0ha超：70万円/戸）（分散錯圖解消協力金：5千円/10a） ※平成25年度より、基金として事業実施。 （基金に関する事項） 基金設置年度：平成25年度、運用形態：取崩し型、事業形態：補助・補てん								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				23年度	24年度	25年度（基金）	26年度	27年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	-	6,500	6,500				
			補正予算	-	-	-				
			前年度から繰越し	-	-	-				
			翌年度へ繰越し	-	-	-				
			予備費等	-	-	-				
		計		-	6,500	6,500				
		執行額		-	1,837	6,500 (3,756)	（ ）は基金からの執行額			
執行率（％）		-	28%	100% (58%)						
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 （年度）
		①農地利用集積円滑化事業による集積面積 ②経営転換協力金により年間2.4万haの農地を集積	成果実績①	ha	-	39,520	11月把握予定			
			目標値①		-	50,000	50,000			
			成果実績②	ha	-	4,476	9,287(暫定値) 9月把握予定			
			目標値②		-	24,000	24,000			
			達成度	%	-	79	11月把握予定			
					-	19	39(暫定値) 9月把握予定			
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		経営転換協力金を活用する農家戸数	活動実績	戸	-	3,614	8,084			
			当初見込み		-	12,000	12,000			
単位当たりコスト		算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		執行額÷交付対象面積	単位当たりコスト	千円／ 10a	-	32.5	34.5(暫定値) 9月把握予定			
			計算式	百万円 /ha	-	1,706百万円 /5,249ha	3,756百万円 /10,891ha(暫定値) 9月把握予定			
内訳 （単位：百万円）	平成26・27年度予算	費 目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
					本事業については、平成25年度限りで廃止し、平成26年度においては、農地の中間受け皿となる公的機関（都道府県段階の農地中間管理機構）による農地集積・集約化活動のうち「機構集積協力金交付事業」として実施。					
	計									

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 費 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	我が国の農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題に直面しており、地域での話し合いを通じた合意形成等により地域の中心となる経営体への農地集積を促進することが必要。 本事業により、農地の出し手に対する支援として農地を出すことへの踏切を支援することは、上記の目的に有効であり、国民のニーズに沿ったものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	【費目・使途が事業目的に即し必要なものである理由】 経営転換協力金により8084戸の農家がリタイア等に踏み切り、担い手への農地の利用集積に協力した。また、分散錯圃解消協力金によりP1,604haで分散を解消し、担い手の農地が連坦化された。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	【活動実績が見込みを下回った理由】 当初見込みを下回る活動実績となったが、これは人・農地プランの作成が農地の利用集積に係る部分まで進まなかったこと等により交付申請件数が見込みを下回ったため。今後、地域での検討が進むことにより見込みとの差は解消されるものと見込まれる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			△		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	本事業の25年度の執行率(基金からの執行額ベース)は58%と、24年度の28%より30ポイント向上した。この要因としては、土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等を交付対象に追加したこと、交付要件である「人・農地プラン」の作成が進んだことが考えられる。一方で、確実に執行率は向上しているものの、活動指標「経営転換協力金を活用する農家戸数」は当初の目標を下回る結果となった。これは、 ①農地利用集積円滑化事業の活用を交付要件としているが、相対取引ではマッチングに限界があること ②「人・農地プラン」の作成については、全ての作成予定地域(25年度3月で82%)で実施されていないことから、25年度の実績はこの程度にとどまったものと考えられる。				
	改善の方向性	本事業は25年度限りとし、新たに、農地中間管理機構による集積・集約化活動の農地集積・集約化対策事業のうち「機構集積協力金」として事業を実施し、①農地中間管理機構事業として機構が農地を借り受け、担い手のニーズに合うようにまとまった形にして貸付ができる仕組みとした。 ②また、機構への農地の出し手に対する支援では、経営転換協力金及び耕作者集積協力金の交付要件から「人・農地プラン」を除いた。				
外部有識者の所見						
○今後とも、事業の点検、検証に努め、効率的な事業の構築に努めること。 ○無駄なく効率的な事業執行に努めること。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業における活動実績「経営転換協力金を活用する農家戸数」が当初の見込みを下回っている。以上のことから、「活動が活性化するような支援方策の見直し」を行うべきであった。本事業は、平成25年度に終了した事業である（現状通り）。今後とも、無駄なく効率的に実施できるよう、事業の点検、検証に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	平成25年度限りで終了。平成26年度より、農地中間管理機構による集積・集約化活動のうち「機構集積協力金交付事業」として実施するが、所見を踏まえた執行に努める。					
備考						
秋のレビューにおける「実施期限を切って集中的に実施する、借り手が確定した時点で協力を交付する、民・民の相対取引に貸しはがし等の影響を与えることのないような形で実施するなどの条件付きで存続させるべきではないか。」との指摘により、H26年度より機構集積協力金における個々の出し手に対する支援については、事業期間を5年間で区切って実施するとともに、借入れた農地が受け手に貸し付けられた時点で交付することとし、これにより、集約されない農地に対しては交付金が支払われない仕組みとした。 農地集積協力金については、平成23年のアンケート調査によれば、農業後継者がいない世帯のうち約8割が他人に農地を利用させる意向がないことから、地主に対し農地を担い手へ貸し付けるよう誘導するためにはインセンティブとして措置が必要。 【基金の保有割合】 本事業は平成25年度で終了しており、基金残額については平成26年度中に全額国庫返納の予定。 【基金の終了予定時期】 事業終了：平成25年度、基金の廃止予定時期：平成26年度						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	新24-0019	平成24年	0143	平成25年	0110

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A. 全国農業会議所					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	道府県への補助金の交付	3,756			
	計		3,756	計		
	B. 新潟県					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	管内の市町村への補助金の交付	772			
	計		772	計		
	C. 長岡市					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	管内の農業者等への交付金の交付	142			
	計		142	計		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計			計		

支出先上位10者リスト

A. 地方農政局等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国農業会議所	道府県に対する補助金の交付事務	3,756	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 都道府県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新潟県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	772	-	-
2	秋田県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	329	-	-
3	山形県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	304	-	-
4	富山県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	241	-	-
5	北海道	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	239	-	-
6	岩手県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	220	-	-
7	滋賀県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	143	-	-
8	福井県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	143	-	-
9	石川県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	135	-	-
10	栃木県	管内の市町村に対する補助金の交付事務、指導監督	121	-	-

C. 市町村

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長岡市	管内の農業者等への交付金の交付	142	-	-
2	新潟市	管内の農業者等への交付金の交付	136	-	-
3	大仙市	管内の農業者等への交付金の交付	109	-	-
4	上越市	管内の農業者等への交付金の交付	98	-	-
5	鶴岡市	管内の農業者等への交付金の交付	76	-	-
6	花巻市	管内の農業者等への交付金の交付	72	-	-
7	東広島市	管内の農業者等への交付金の交付	72	-	-
8	登米市	管内の農業者等への交付金の交付	72	-	-
9	横手市	管内の農業者等への交付金の交付	64	-	-
10	南魚沼市	管内の農業者等への交付金の交付	64	-	-

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号0100

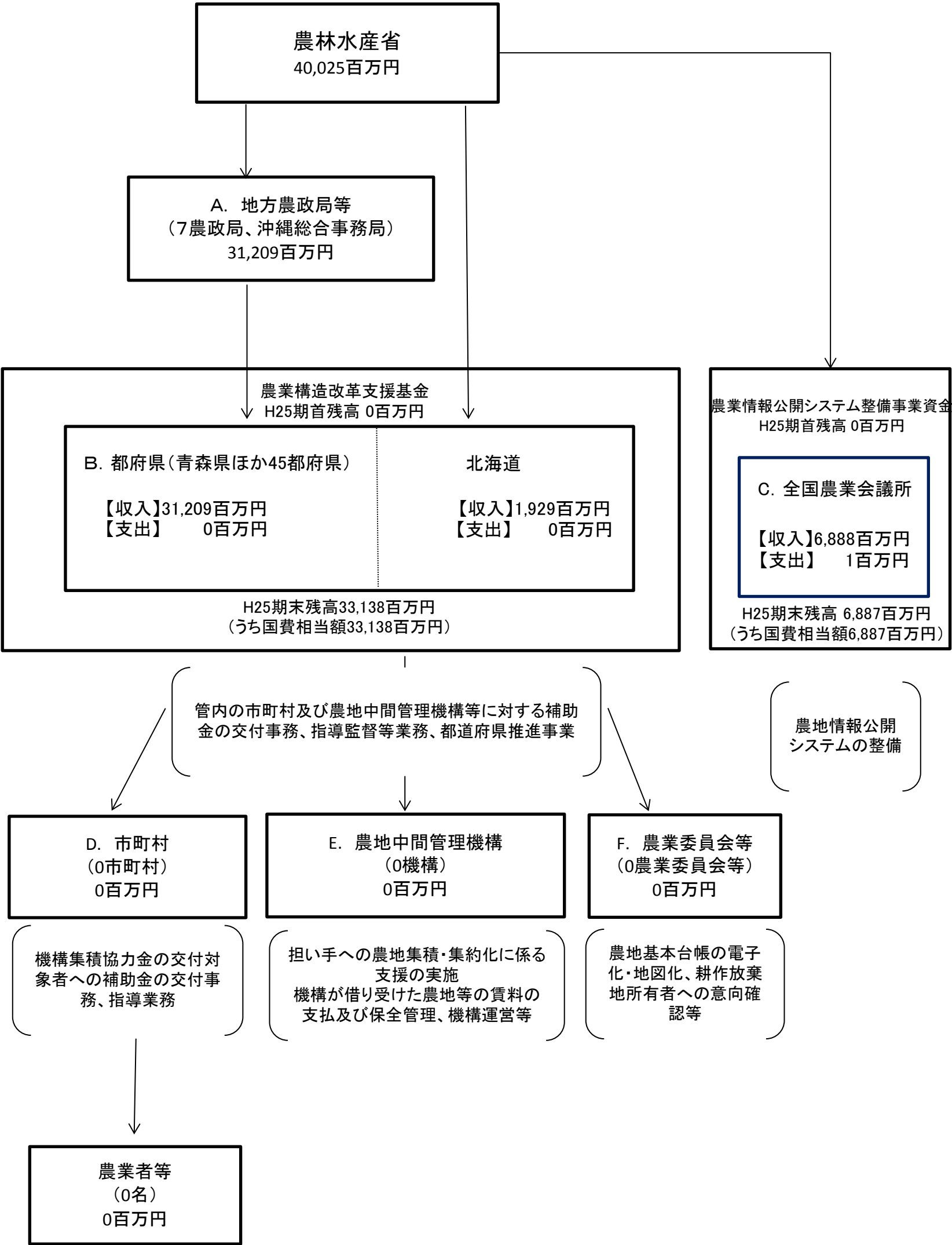
平成26年行政事業レビューシート（農林水産省）

事業名		農地中間管理機構による集積・集約化活動		担当部局庁		経営局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成25年度～平成36年度		担当課室		農地政策課		農地政策課長 渡邊毅		
会計区分		一般会計		政策・施策名		農業の持続的な発展 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		-		関係する計画、通知等		日本再興戦略-JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展しているところであるが、農業の生産性を高めていくためには、担い手への農地集積と農地の集約化を更に加速していく必要がある。 このため、都道府県段階に農地中間管理機構を整備し、担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積・集約化を推進する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		①農地中間管理機構事業 担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地の中間受け皿となる公的機関(都道府県段階の農地中間管理機構)の整備及びその活動を支援。 ②機構集積協力金交付事業 人・農地プランの話し合いの中で農地中間管理機構にまとまって農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を支払う。 ③農地情報公開システム等整備事業・機構集積支援事業 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地基本台帳の電子化・地図化、耕作放棄地所有者への意思確認等を支援。 (基金に関する事項) 基金設置年度:平成25年度、運用形態:取崩し型、事業形態:補助・補てん								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	30,450	57,589		
			補正予算	-	-	40,025	-			
			前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
			翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
			予備費等	-	-	-	-			
			計	-	-	40,025	30,450	57,589		
		執行額		-	-	40,025				
執行率(%)		-	-	100%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
		担い手が利用する農地面積の割合 (年度ごとの集積面積)			成果実績	ha	-	-	-	
					目標値	ha	-	-	-	140,000
					達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		農地中間管理機構が担い手への農地集積・集約化を行うための借受面積			活動実績	ha	-	-	-	
					当初見込み		-	-	-	150,000
単位当たりコスト		算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		執行額÷活動実績			単位当たりコスト	千円/10a	-	-	-	
					計算式	百万円/ha	-	-	-	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	農地中間管理機構事業		17,660	26,135	事業実施面積の増加等。 「新しい日本のための優先課題推進枠」57,589					
	機構集積協力金交付事業		10,009	28,672						
	機構集積支援事業		2,782	2,782						
計		30,450	57,589							

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	我が国の農業の生産性を高め、成長産業とすることは国民のニーズに沿ったもの。日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)の中にも位置づけられており、国として実施すべきものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	平成25年度補正予算の執行は(基金からの支出)は実質平成26年度からである。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			-		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	平成25年度補正予算の執行は(基金からの支出)は実質平成26年度からである。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	平成25年度補正予算の執行(基金からの支出)は実質平成26年度からである。				
	改善の方向性	—				
外部有識者の所見						
○事業目的に沿った担い手の育成・確保に資するような制度の運用に努めること。 ○国費が投入されるリスクを最小限にする取組をしっかりと実施すること。 ○効率的な事業執行に努めること。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本事業は、適切かつ効率的な事業執行に努め、担い手の育成・確保に資するような制度の運用を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	適切かつ効率的な事業執行、担い手の育成・確保に資する制度の運用に努める。					
備考						
本事業は、農地中間管理機構が借り受けた農地等の賃料及び保全管理等に要する経費、都道府県及び機構の事務費等、機構の活動に必要な経費と農地の出し手へのインセンティブ措置を講ずるもの。前者については、貸付先が決まらない間の地主への地代や農地の管理経費、事務費等を助成するものであり、当該助成がなければ機構の運営は困難。後者については、地主は農地を担い手へ貸したいという人は少ないため、担い手へ貸し出すよう誘導するにはインセンティブ措置が必要。 【基金の保有割合】 ・農業構造改革支援基金 本基金は、今後10年間で担い手が利用する面積を全農地面積の8割とすることを目標としている。今後目標達成に必要な資金を事業の進捗状況に応じて追加造成する予定であり、現時点では事業完了までに必要な額を算出できないため、次のように算出した。 平成25年度末の基金額÷(平成26年度事業に係る補助・補てん及び管理費(翌年度支出分含む。平成25年度補正予算額(全額基金)+平成26年度当初予算額(うち基金分))) 33,138百万円÷(33,138百万円+19,824百万円)=0.63 ・農業情報公開システム整備事業資金 平成25年度末の基金額÷(事業が完了するまでに必要となる補助・補てん及び管理費) 6,887百万円÷6,888百万円=1 【基金の終了予定時期】 ・農業構造改革支援基金 事業終了:平成35年度、基金の廃止予定時期:平成36年度 ・農業情報公開システム整備事業資金 事業終了:平成26年度、基金の廃止予定時期:平成27年度						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	-	平成25年	新26-0011

※執行実績がない新規事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.関東農政局			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(茨城県)	1,397			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(栃木県)	1,287			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(長野県)	1,261			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(千葉県)	876			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(埼玉県)	722			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(群馬県)	638			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(静岡県)	565			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(山梨県)	244			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(神奈川県)	213			
	基金造成	基金造成に必要な資金の交付(東京都)	204			
	計		7,407	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.全国農業会議所			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	事務費	システム整備事務経費	1			
	計		1	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.地方農政局等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東農政局	基金造成に必要な資金の交付	7,407	-	-
2	東北農政局	基金造成に必要な資金の交付	7,273	-	-
3	九州農政局	基金造成に必要な資金の交付	5,700	-	-
4	中国四国農政局	基金造成に必要な資金の交付	3,182	-	-
5	北陸農政局	基金造成に必要な資金の交付	2,700	-	-
6	近畿農政局	基金造成に必要な資金の交付	2,487	-	-
7	東海農政局	基金造成に必要な資金の交付	2,097	-	-
8	内閣府沖縄総合事務局	基金造成に必要な資金の交付	361	-	-
9					
10					

B.都府県・北海道

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.全国農業会議所

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国農業会議所	システム整備事務経費	1	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

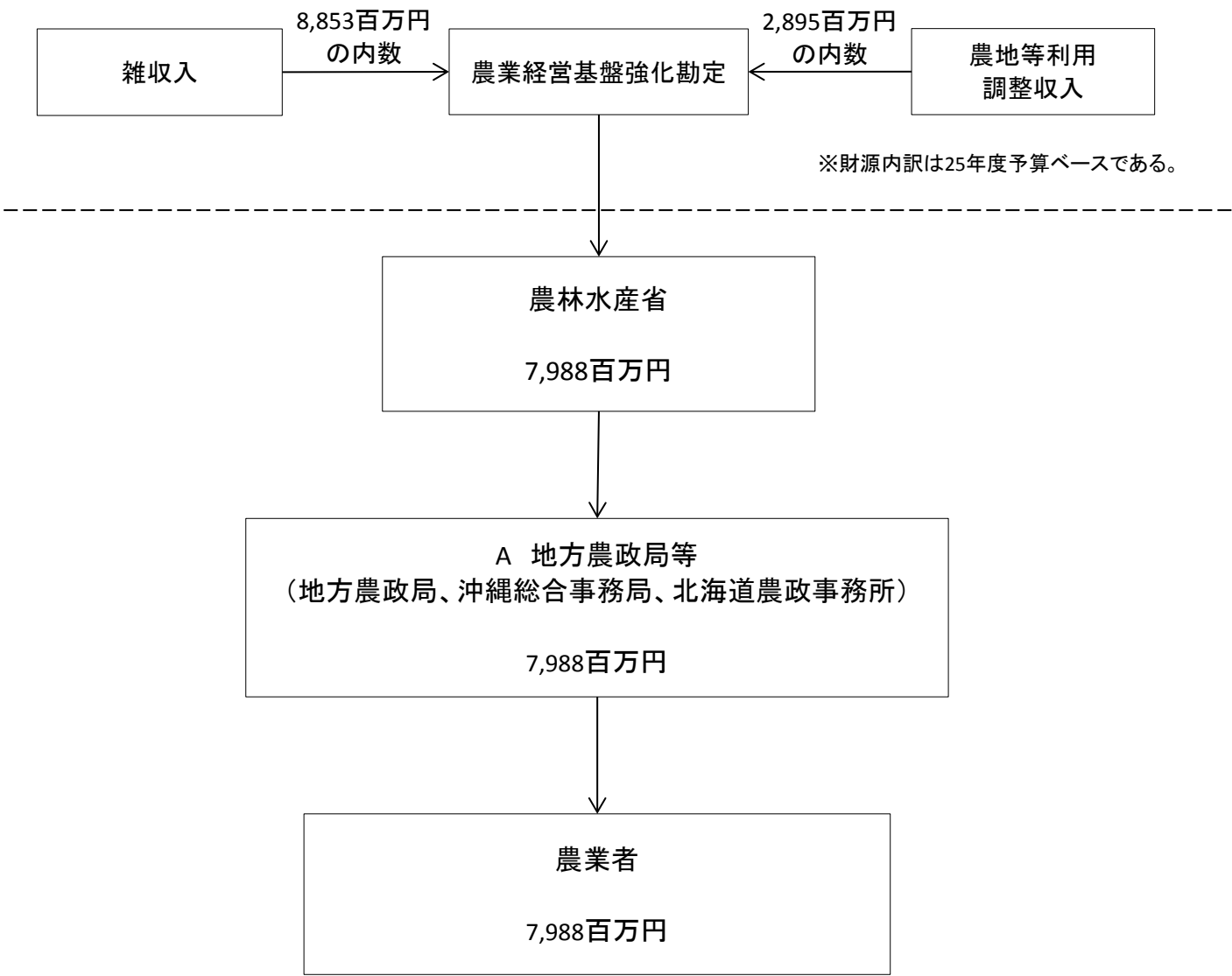
事業番号0103

平成26年行政事業レビューシート（農林水産省）

事業名		農地保有合理化促進対策費交付金 （担い手への農地集積推進事業のうち規模拡大交付金）		担当部局庁	経営局		作成責任者			
事業開始・終了（予定）年度		平成23年度～平成25年度		担当課室	農地政策課		農地政策課長 渡邊毅			
会計区分		食料安定供給特別会計 （農業経営基盤強化勘定）		政策・施策名	農業の持続的な発展 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進					
根拠法令 （具体的な条項も記載）		-		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる。 このため、地域での話し合いを通じた合意形成により、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進することを通じ、「平成の農地改革」を強力に推進し、持続可能な力強い農業構造を目指す。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		農地の受け手が、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、面的集積するために新たに利用権を設定した場合、農地の面積に応じて2万円／10aを交付。 （注1）農地利用集積円滑化団体：農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、市町村域を対象に農地所有者代理事業等の事業を行う主体として、市町村基本構想に位置づけられた農地の仲介組織（市町村、市町村公社、農協等）。 （注2）農地保有合理化法人：農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県域を対象に農地売買を中心に事業を行う主体として、都道府県基本方針に位置づけられた一般社団法人又は一般財団法人（都道府県農業公社）。								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☒ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	10,000	10,000	10,000				
			補正予算	-	-	-				
			前年度から繰越し	-	-	-				
			翌年度へ繰越し	-	-	-				
			予備費等	-	-	-				
		計	10,000	10,000	10,000					
		執行額		3,383	4,313	7,988				
執行率（％）		34%	43%	80%						
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 （年度）
		農地利用集積円滑化事業による集積面積			成果実績	ha	32,064	39,520	11月把握予定	
					目標値	ha	50,000	50,000	50,000	
					達成度	％	64	79	11月把握予定	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		規模拡大交付金による利用権の設定件数			活動実績	件	7,102	9,745	14,358	
					当初見込み		96,000	21,000	21,000	
単位当たりコスト		算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		執行額÷規模拡大交付金による集積面積			単位当たりコスト	千円／ha	200	200	200(暫定値) 9月把握予定	
					計算式	百万円／ha	3,386百万円／16,937ha	4,313百万円／21,564ha	7,988百万円／39,938ha(暫定値) 9月把握予定	
平成26・27年度予算内訳 （単位：百万円）	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
					本事業はH25年度で終了。					
計										

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	我が国の農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題に直面している。本事業は担い手への農地集積推進事業の一環として、担い手が面的集積（連坦化）により経営規模を拡大することに対して支援するもので、我が国の食料自給率の向上に資することから、国民のニーズに沿ったもの。年間5万haの農地を集積する国の目標の達成の主要な施策として位置づけられている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	【支出先の選定】 農地の受け手に対する交付金の交付事業であり評価に該当しない。 【受益者との負担関係】 農地の受け手に対する交付金の交付事業であり評価に該当しない。 【単位当たりコストの水準】 面積当たり単価での交付であり前年度との比較ができない。 【資金の流れ】 中間段階での支出はなく、評価に該当しない。 【不用率】 面的に集積されないと交付金は出ないがこの要件を満たすことが難しいこと、また、現実を受け手が見つからない地域があること、などが考えられる。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		△			
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	【活動実績】 上記「不用率」と同様の理由により利用権の設定件数が見込みを下回った。 【成果物】 農地の受け手に対する交付金の交付事業であり評価に該当しない。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	面的に集積されないと交付金は出ないがこの要件を満たすことが難しいこと、また、現実を受け手が見つからない地域があることなどから不用が生じたと考えられる。 なお、秋のレビューにおける指摘（備考欄を参照）により、平成26年度から廃止。				
	改善の方向性	本事業は平成25年度で終了。				
外部有識者の所見						
○面的な集積は重要な政策課題であり、他事業等により効果的に面的集積を進めるとともに、優良事例等の提示・展開に努めること。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本事業における、25年度の執行率は80%と低くなっている。これは、面的に集積されないと交付金は出ないがこの要件を満たすことが難しいこと、また、現実を受け手が見つからない地域があること等によるものである。また、活動実績において、「利用権の設定件数」が当初の見込みを下回っている。以上のことから、「執行額と予算額の乖離の改善」、「活動が活性化するような支援方策の見直し」を行うべきであった。本事業は、平成25年度に終了した事業である（現状通り）。今後は、他事業等により、効果的に面的集積を進めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	平成25年度限りで終了。今後は、農地中間管理機構関連事業により、効果的な面的集積に努める。					
備考						
秋のレビューにおける「集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。」との指摘により、平成26年度から廃止。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	新0082	平成24年	0444	平成25年	0113

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.北海道農政事務所					
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
交付金	管内の農業者へ交付	3,393			
計		3,393	計		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

支出先上位10者リスト

A.地方農政局等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道農政事務所	管内の農業者へ交付	3,393	－	－
2	東北農政局	管内の農業者へ交付	1,627	－	－
3	北陸農政局	管内の農業者へ交付	1,210	－	－
4	関東農政局	管内の農業者へ交付	499	－	－
5	中国四国農政局	管内の農業者へ交付	468	－	－
6	東海農政局	管内の農業者へ交付	273	－	－
7	九州農政局	管内の農業者へ交付	255	－	－
8	近畿農政局	管内の農業者へ交付	249	－	－
9	沖縄総合事務局	管内の農業者へ交付	14	－	－
10					

政策体系における位置付け

政策目的

優良農地の確保と有効利用の促進

施策

担い手への農地集積・集約化

【目標】今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立

事務事業

機構集積協力金交付事業

事務事業

農地中間管理機構事業

事務事業

機構集積支援事業

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省26－⑥)

政策分野名 【施策名】	優良農地(注1)の確保と有効利用の促進	担当部局名	経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/農地資源課】
政策の概要 【施策の概要】	農地面積の減少が続き、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地が年々増加しているとともに、担い手に対する農地のまとまった利用集積が進まない状況にある中、優良農地の確保と有効利用の促進を図る。 このため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化、耕作放棄地対策の推進、担い手への農地集積・集約化の推進のための施策を行う。	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展 (農業、人、生産基盤)
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 2 (4) 土地改良長期計画(注2)(平成24年3月30日) 第3 1 政策目標1 (1)、(4) 政策目標2 (2) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第1 5(1)⑤成果目標 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部) Ⅲ 政策の展開方向 3 Ⅴ 具体的施策 3	政策評価 実施予定時期	平成27年8月
施策(1)	計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化		
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業生産の基盤である農地について、宅地等への農地の転用や耕作放棄地の発生により一貫して減少している状況にあり、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化等により、優良農地の確保を図る。 このため、平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律により改正された農業振興地域(注3)制度及び農地転用許可制度の適切な運用並びに農地確保のための施策を推進する。		
目標① 【達成すべき目標】	農用地区域(注4)内農地面積の確保		
測定指標	基準値 基準年度 目標値 目標年度 年度ごとの目標値 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
(ア) 農用地区域内農地面積の増加	- - 8万ha増加(累計) 平成32年 4千ha増加 4千ha増加 4千ha増加 4千ha増加 1万ha増加	農用地の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月変更)」において、農用地区域内農地面積(以下「農地面積」という。)を平成22年(平成21年407万ヘクタール)から平成32年までの間に8万ヘクタール増加させ415万ヘクタールとするとの目標を掲げていることから、これを基に達成目標として設定した。 この農地面積の目標は、これまでのすす勢を踏まえ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等として設定した。 農村基本計画に沿った各種施策による耕作放棄地の発生抑制・再生の効果を織り込んで設定している。 なお、国の基本指針の変更に伴う各都道府県の基本方針の變更において、都道府県知事との協議調整を行い、都道府県が定める確保すべき農用地内農地面積目標と国の面積目標との整合性が確保された。 各年度の目標値については、平成21年(基準年)における農地面積(407万ヘクタール)と平成32年(目標年)における目標面積(415万ヘクタール)との差が、基準年から目標年までの期間(11年間)中均等に生ずるとの前提の下で、年次ごとの目標面積を設定した。 ただし、効果のうち、荒廃農地の再生利用については、施策(2)の耕作放棄地対策の推進による再生利用面積の目標値の考え方を考慮し、設定した。施策(2)の目標値が補正された場合には、本目標値についても必要に応じ、補正を行う。	

施策(2)		耕作放棄地対策の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農地面積の減少が続き、農業生産が行われない耕作放棄地(注5)が年々増加する中、耕作放棄地の解消及び発生抑制、農業委員会の指導の強化等を図る。このため、これら耕作放棄地対策の核として、農用地区域における荒廃農地(注6)の再生利用を図る取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		農用地区域における荒廃農地の再生利用									
測定指標		基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
(ア) 荒廃農地の再生利用面積		-	10万ha(累計)	平成32年	0.6万ha	0.6万ha	0.6万ha	0.6万ha	0.6万ha	1.1万ha	施策(1)「計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化」の欄に示している「農用地等の確保等に関する基本指針」においては、平成32年までに415万ヘクタールの面積確保との目標を掲げている。これを達成するためには、農用地区域からの農地の除外や新たな耕作放棄地発生による農地の減少のこれまでのペースを踏まえた上で、荒廃農地を平成32年までに10万ヘクタールを再生することが必要と想定されており、これに基づき達成目標を設定した。 この3万ヘクタールのうち、現状で引き受け手の確保が見込まれる面積は10万ヘクタール中おおむね3万ヘクタール程度と見込まれる。平成21年度に市町村及び農業委員会から報告のあった耕作放棄地解消計画面積の集計結果から推計すると、農用地区域内の荒廃農地のうち、残り7万ヘクタールについては後半6年間の11年間の前半5年間(H22～26)で耕作放棄地再生利用緊急対策等により解消されるものとし、残り7万ヘクタールについては後半6年間(H27～32)において解消されるものとして目標設定を行った。 なお、新たな土地改良長期計画では、再生する10万ヘクタールのうち、平成24年から28年までの5年間で計4万ヘクタールの解消を図ることとしているが、この目標は現行の年度ごとの目標値の平成24年から28年までの累計値と同じものである。 今般、都道府県段階に農地中間管理機構(注7)を整備し、農地法を改正して運用することとなったところであるが、現時点において、その効果を定量的に把握することが困難であることから、各年度の目標値については基本的には変更しないこととするが、荒廃農地の再生利用に係る進捗状況等を踏まえて必要に応じて補正するものとする。
施策(3)		担い手への農地集積・集約化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を加速化していく必要があることから、都道府県段階に農地中間管理機構を整備し、この機構の法制度の仕組み、予算上の支援措置、地域の関係者の話合いにより担い手への農地集積・集約化を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立									
測定指標		基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
(ア) 担い手が利用する農地面積の割合		49%	80%	平成35年度	-	-	-	-	-	年間14万ha	担い手が利用する農地面積の割合は、この10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化する必要があるため、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び同年12月の農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。 これを実現するため、都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、これを活用し10年間で140万haの農地を集積し、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立する。 また、土地改良長期計画(平成24年3月30日閣議決定)では、生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化等の整備を行う基盤整備実施地区において、他の生産・経営関係の施策と連携を図りながら、地域を中心とする経営体への農地の集積率を約8割以上に向上させることとしていることから、これを測定指標として設定した。
(イ) 農業生産基盤整備(注8)地区における地域の中心となる経営体への農地集積率		-	80%以上	平成28年度	69%	71%	73%	75%	77%		

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			26年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成26年行政事業レ ビュー 事業番号
	23年度 [百万円]	24年度 [百万円]	25年度 [百万円]				
(1) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年)	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	-	(1)-①-(7) (2)-①-(7) (3)-①-(7) (3)-①-(4)	国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。 【(1)-①との関連】 平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律により改正された農業振興地域制度の適切な運用を推進することとしており、計画的な土地利用の推進を図ることに寄与する。 【(2)-①との関連】 平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律により改正された農振法の規定により、22年6月には、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更され、新たに全国で確保すべき農用地区域内農地の面積目標が定められた。この面積目標を達成するためには、農用地区域内農地にある耕作放棄地を再生することが必要であり、耕作放棄地対策の推進に寄与する。 【(3)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(2) 農地法 (昭和27年)	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	-	(1)-①-(7) (2)-①-(7) (3)-①-(7)	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置。 【(1)-①との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととす一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることとすることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与する。 【(2)-①との関連】 遊休農地及び耕作放棄される恐れのある農地の所有者等に対して、農業委員会が利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、耕作放棄地対策の推進に寄与する。 【(3)-①との関連】 一定の要件の下で、農業生産法人以外の法人が農地を賃借することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(3) 集落地域整備法 (昭和62年)	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	-	(1)-①-(7)	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進する。 農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	-
(4) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年)	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	-	(1)-①-(7)	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。 産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	-
(5) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	-	(1)-①-(7) (2)-①-(7) (3)-①-(4)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づき地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づき地域独自の新たな取組が進展することにより、耕作放棄地対策の推進に寄与する。 【(3)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づき地域独自の新たな取組が進展することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(6) 土地改良法 (昭和24年)	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	-	(2)-①-(7) (3)-①-(4)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(2)-①との関連】 本法に基づき、耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、耕作放棄地の解消に寄与する。 【(3)-①との関連】 本法に基づき、生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化に寄与する。	-
(7) 農業委員会等に関する法律 (昭和26年)	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	-	(2)-①-(7) (3)-①-(7)	耕作放棄地所有者に対する指導等の法令業務や農地のあつせん活動等の業務を実施する農業委員会の組織運営について規定。 【(2)-①との関連】 農業委員会が遊休農地及び耕作放棄される恐れのある農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、当該農地を中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、耕作放棄地対策の推進に寄与する。 【(3)-①との関連】 農業委員会が農地のあつせん活動を実施することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(8) 農業経営基盤強化促進法 (昭和55年)	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	- - - - - - - - - -	-	(3)-①-(7)	農地の利用集積を円滑に実施するため、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-

(9)	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年)	-	-	-	-	(3)-①-(ア)	都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地の集約化の意向に配慮して転貸することで、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与する。	
(10)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連:26-7、9、10、11、12、13、14、17)	19,688 の内数 (19,242 の内数)	6,622 の内数 (6,254 の内数)	11,763 の内数	6,540 の内数	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための農山漁村の活性化に関する計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。 【(1)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援することにより、農用地区域への編入促進や除外の抑制を図るなどの計画的な土地利用の推進等により農用地区域内農地面積の確保に寄与する。 【(2)-①との関連】 本交付金において、生産基盤の総合的・一体的な整備や農村地域が一体となって取り組む遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、遊休農地解消のための地域の合意形成及び土地条件整備等を支援するものであり、農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の解消に寄与する。 【(3)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、同時に行う換地や利用権設定により農地流動化を図り、目標である担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0104
(11)	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (平成21年度) (主)	1,733 (1,733)	226 (226)	403	233	(2)-①-(ア)	荒廃農地を再生利用する農業者等の取組を支援。 本交付金は、地方単独事業と効果的に協調することにより、地域の取組の中核的な役割を担う事業として耕作放棄地の解消に寄与する。	0106
(12)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (関連:26-7)	1,582 (1,520)	814 (812)	2,347	1,079	(2)-①-(ア) (3)-①-(イ)	広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。 【(2)-①との関連】 耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、耕作放棄地の解消に寄与する。 【(3)-①との関連】 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0110
(13)	農業委員会交付金 (昭和60年度) (主)	4,764 (4,763)	4,744 (4,741)	4,728	4,718	(3)-①-(ア)	農業委員会が農地法等の法令に基づく業務を処理するために必要な経費を交付することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0095
(14)	都道府県農業会議会議員手当等負担金 (昭和29年度) (主)	530 (526)	492 (492)	477	524	(3)-①-(ア)	都道府県農業会議が農地法等の法令に基づく業務を処理するために必要な経費を負担することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0094
(15)	農地調整費交付金 (昭和21年度) (主)	109 (84)	98 (69)	93	86	(3)-①-(ア)	優良農地を確保し、農地の効率的な利用を図るため、都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等に要する経費について支援することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0093
(16)	全国農業会議所事業 (平成18年度) (主)	14 (14)	13 (13)	11	10	(3)-①-(ア)	全国農業会議所が農業委員会の資質向上のための研修会等を実施するために必要な経費を補助することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0096
(17)	国有農地等管理処分事業 (平成26年度) (主)	-	-	-	8,090	(3)-①-(ア)	農地の利用関係の調整のため、国が行う農地等の買収、国又は都道府県が行う農地等の管理及び国が行う農地等を効率的に利用して農業を行う者などへの売払いに関する事務経費。 国が農地等を買収・管理・処分し、農地の利用関係を調整することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	新26-0011
(18)	機構集積協力金交付事業 (平成25年度) (主)	-	-	15,304	10,009	(3)-①-(ア)	市町村が、農地中間管理機構に対し、まとまった農地を貸し付けた地域、農地を貸付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手等に対し、協力を交付。 市町村が、担い手が経営する農地の規模拡大と分散散圃の解消を推進することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0100
(19)	農地中間管理機構事業 (平成25年度) (主)	-	-	13,721	17,660	(3)-①-(ア)	農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費及び事業推進費を交付することにより、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与する。	0100
(20)	機構集積支援事業費補助金 (平成26年度) (主)	-	-	-	2,782	(3)-①-(ア)	農業委員会が農地法に基づく業務を適切に実施できるよう、農地の利用関係の調整、遊休農地の措置、農地相談対応等に必要な経費を補助することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0100

(21)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:26-7、11、12、17、19)	78,585 の内数 (77,106 の内数)	17,992 の内数 (17,237 の内数)	190,419 の内数	91,706 の内数	(3)-①-(4)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容において、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進するとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進し、農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0107
(22)	農家負担金軽減支援対策事業 (平成21年度) (主)	8,864 (6,783)	7,982 (7,262)	6,254	6,254	(3)-①-(4)	土地改良事業の円滑な推進を図るため、事業を契機とした意欲と能力のある経営体の農地集積等に取り組む地域に対し、農家の負担金の軽減と計画償還の一層の推進を支援。 一定以上の農用地の利用集積を図る地域や土地改良事業の負担金の償還が困難な土地改良地区を対象に、無利子貸付や利子助成を行うことにより、土地改良事業実施地区における負担金を軽減することとあわせて、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0105
(23)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:26-7)	-	0 (0)	71,177	41,836	(3)-①-(4)	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0116
(24)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税・租税特別措置法第33条の2、第65条、第68条の72] (昭和26年度)	0 (3)	3 (0)	0	-	(1)-①-(7) (3)-①-(4)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 【(1)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。 【(3)-①との関連】 土地改良法による交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(25)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税・租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度)	603 (671)	671 (684)	684	-	(1)-①-(7) (3)-①-(4)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。 【(1)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。 【(3)-①との関連】 土地改良法による換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(26)	特定住宅地造成事業等(農地中間管理機構等への買い取り)のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税・租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第65条の4第1項第25号、第68条の75] (昭和42年度)	1,509 (1,322)	1,509	1,509	-	(1)-①-(7) (3)-①-(7) (3)-①-(4)	農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地中間管理機構等により買取られる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。 買入協議によって農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことにより、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなることにより、それにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(27)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税・租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	15,730 (12,352)	15,730	15,730	-	(1)-①-(7) (3)-①-(7) (3)-①-(4)	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあっせん等により農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・農地中間管理機構等の行う農地売買等事業により、農用地区域内にある農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するための不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除等。 【(1)-①との関連】 農振法第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に資するため、農振法第23条に規定する農業委員会のあっせん等を行うもの。 当該あっせん等において、土地の譲渡に伴う税の負担を軽減することにより、経営規模の拡大、優良農地の確保等に寄与する。 【(3)-①との関連】 農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得(譲渡利益)を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(28)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税・租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81] (昭和60年度)	0 (0)	0 (0)	0	-	(1)-①-(7)	個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換・分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第2項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	-

(29)	農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例〔不動産取得税：地方税法第73条の14〕（昭和50年度）	0 (0)	0 (0)	0	—	(1)-①-(7)	農振法に基づく、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地（優良農地）の確保と有効利用に寄与する。	—
(30)	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例〔所得税・法人税：租税特別措置法第37条、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80〕（昭和44年度）	144 (145)	144 (145)	144	—	(3)-①-(7) (3)-①-(4)	農用地区域内の土地等を譲渡した者が、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により農用地区域内の土地等を取得する場合に、次のとおり課税 など ・収入金額が取得価額以下の場合には、収入金額の80％に相当する金額を超える部分に課税 ・収入金額が取得価額を超える場合には、取得価額の80％に相当する金額を超える部分に課税 農業経営基盤の強化等を図るために経営地を営農適地に移転しようとする場合について、新たな担税力が生じない事業用資産の買換え・交換に係る課税の繰延べを認めることで、買換資産の縮小や新たな資金の工面等を懸念することなく買換等に踏み切ることが可能となることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
(31)	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予〔贈与税：租税特別措置法第70条の4〕（昭和39年度）	1,906 (846)	1,906 (550)	1,906	—	(3)-①-(7)	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に對心する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
(32)	農地等についての相続税の納税猶予等〔相続税：租税特別措置法第70条の6〕（昭和50年度）	58,451 の内数 (51,165)	56,179 の内数 (53,551)	56,179 の内数	—	(3)-①-(7)	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。 相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
(33)	相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例〔相続税：租税特別措置法第70条の6の2〕（平成21年度）	58,451 の内数 (51,165)	56,179 の内数	56,179 の内数	—	(3)-①-(7)	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかつたものとみなし、納税猶予を継続する。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当納税猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に寄与する。	—
(34)	特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例〔相続税：租税特別措置法第70条の6の3〕（平成21年度）	58,451 の内数 (51,165)	56,179 の内数	56,179 の内数	—	(3)-①-(7)	農業経営基盤強化促進法等に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付けが行われた場合についても当納税猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に寄与することから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
(35)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減〔登録免許税：租税特別措置法第77条〕（昭和56年度）	57 (29)	57 (32)	57	—	(3)-①-(7)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（20/1,000→8/1,000）。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
(36)	農地中間管理事業等に係る農地の取得に對して課する不動産取得税の納税義務の免除等〔不動産取得税：地方税法第73条の27の5〕（昭和46年度）	30 (21)	30	30	—	(3)-①-(7)	農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農用地区域内の農地等又は開発して農地とすることが適当な土地を取得し、5年以内（5年以内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、その完了の日から1年以内）に荒渡し又は交換したときは、納税義務を免除。 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農地を取得する際の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、地域の中心となる経営対への農地集積の推進に寄与する。	—
(37)	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例〔不動産取得税：地方税法附則第11条第1項〕（昭和56年度）	85 (61)	61	61	—	(3)-①-(7)	農用地区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除（交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額）。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に對して、不動産取得税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
(38)	贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置〔不動産取得税：地方税法附則第12条〕（昭和41年度）	18 (15)	18	18	—	(3)-①-(7)	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—

	(39) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例〔所得税・法人税・租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70〕 (昭和26年度)	483 (513)	513 (611)	611	—	(3)-①-(イ)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡をし、その譲渡代金をもって代替資産を取得した場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例〔所得税・法人税・租税特別措置法第33条の3、第65条、第68条の72〕 (昭和44年度)	13,605 (8,676)	8,676 (10,265)	10,265	—	(3)-①-(イ)	個人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地をし土地を取得した場合、譲渡がなかったものとみなし、法人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地等をし交換取得資産を取得した場合は、譲渡所得金額を損金算入。 換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
	(41) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例〔法人税・租税特別措置法第64条の2、第68条の71〕 (平成13年度)	0 (0)	0 (0)	0	—	(3)-①-(イ)	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)が、法令の規定に基づいて、強制的に収用等された場合、それに替わる代替資産をその収用等のあつた日を含む事業年度に取得できなかったときに、その収用等に係る差益金相当額を特別勘定として繰り延べることを認め、代替資産を取得したときは圧縮記帳。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
	(42) 土地改良法の規定による換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例〔不動産取得税・地法附則第51条の2第3項〕 (平成14年度)	0 (0)	0 (0)	0	—	(3)-①-(イ)	創設農用地換地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(対象地域を東日本大震災の津波被災区域を含む地域の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に限定。)換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	—
	政策の予算額[百万円]	37,294 <111,031>	41,163 <208,469>	80,324 <286,728>	50,509 <140,082>			
	政策の執行額[百万円]	22,908 <108,929>	25,016 <48,122>					

(注1)「予算額計」欄及び「26年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
(注3)複数政策に関連する予算については、< >外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農業構造動態調査(農林水産省統計調査)及び経営局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	優良農地		集団的な農地(効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地。)や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注2	土地改良長期計画		土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注3	農業振興地域		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する地域。
注4	農用地区域		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。
注5	耕作放棄地		以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地(農家の自己申告)。2010年農業センサスにおいて、39.6万ha。
注6	荒廃農地		現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。平成23年の荒廃農地に関する調査において、27.8万ha(再生利用可能14.8万ha、再生利用困難13.0万ha)。
注7	農地中間管理機構		農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構で、同法第2条第3項の規定により農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行う法人。
注8	農業生産基盤整備		水田や畑の土地及び労働生産性等の向上を目的とした農地基盤の整備。